

官報

号外

平成二年一月二十四日

○第百十七回 衆議院會議録 第三号(一)

平成二年一月二十四日(水曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件
平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(參議院提出)

午後一時三分開議

○議長(田村元君) これより會議を開きます。

○議長(田村元君) 御報告いたすことがあります。

去る十二日、文仁親王殿下の納采の儀が行われましたので、当日、議長は、本院を代表して、皇居において、天皇陛下、皇后陛下及び文仁親王殿下に御祝詞を申し上げました。(拍手)

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(田村元君) お諮りいたします。

内閣から、

社会保険審査会委員長に信澤清君を、

同委員に新津博典君を、

中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び

館龍一郎君を

任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと、

の申し出があります。

まず、社会保険審査会委員長及び同委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元君) 起立多数。よつて、同意を与えるに決しました。

○金子原二郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

參議院提出、平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(田村元君) 金子原二郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(參議院提出)

○議長(田村元君) 平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

文仁親王殿下納采の儀につき御祝詞を申し上げた旨の議長報告、社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求め、平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

委員長の報告を求めます。大藏委員長中西啓介君。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案及び同報告書
〔本号(一)末尾に掲載〕

〔中西啓介君登壇〕

○中西啓介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大藏委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、平成元年度の水田農業確立助成補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに事業用固定資産の圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

本案は、參議院提出によるものでありまして、本日參議院の大藏委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

平成二年一月二十四日 衆議院会議録第三号(一)

衆議院解散の詔書 朗読を省略した議長の報告

一六

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(田村元君) ただいま内閣総理大臣から、詔書が発せられた旨伝えられましたから、朗読いたします。

〔総員起立〕

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

〔万歳、拍手〕
午後一時八分

出席閣僚大臣

大蔵大臣 橋本龍太郎君
厚生大臣 戸井田三郎君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十二月二十六日、海部内閣総理大臣から田村議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第二五四号

平成元年十二月二十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議長 田村 元殿

私は、平成二年一月八日(月)午後二時羽田空港出発、一月十八日(本)午後二時十分同空港着、帰国の予定でドイツ連邦共和国、ベルギー王国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び

北部アイルランド連合王国、イタリア共和国、ヴァチカン市国、ポランド人民共和国及びハンガリー共和国訪問のため海外出張しますので、御通知いたします。

一、昨二十三日、土屋参議院議長から田村議長あて、参議院は閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設計画等に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

(報告書受領)

一、去る十二月二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による昭和六十三年度国の債権の現在額総報告

物品管理法第三十八条の規定による昭和六十三年年度物品増減及び現在額総報告

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成元年九月二十八日から同年十二月二十四日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成元年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書

一、去る十九日、内閣を經由して郵政大臣大石千八君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和六十三年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意見書を受領した。

一、去る十九日、内閣を經由して法務大臣後藤正夫君から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成元年団体規制状況の年次報告を受領した。

(要求書受領)

一、今二十四日、内閣から、社会保険審査会委員長に信澤清君を、同委員に新津博典君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十四日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を任命したので、社会保険審査会及び社会保険医療協議会法第十五條第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十二月二十五日、田村議長は、海部内閣総理大臣申し出の者を、第百十七回国会政府委員に任命することを承認した。

平成二年一月二十四日 衆議院會議録第三号(一)

朗読を省略した議長の報告

内閣官房副長官	藤本 孝雄
同	石原 信雄
内閣参事官兼内閣総理大臣官房会計課長	内藤 勲
内閣官房内閣内政審議室長兼内閣総理大臣官房内政審議室長	公文 宏
内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長	藤田 公郎
内閣官房内閣安全保衛室長兼内閣総理大臣官房安全保衛室長	依田 智治
内閣官房内閣広報官室長兼内閣総理大臣官房広報官室長	岡村 健
内閣官房内閣情報調査室長	森田 雄二
内閣法制局長官	工藤 敦夫
内閣法制局次長	大出 峻郎
内閣法制局第一部長	大森 政輔
内閣法制局第二部長	秋山 收
内閣法制局第三部長	津野 修
内閣法制局第四部長兼内閣法制局総務主幹事務取扱	越智 正英
人事院総裁	内海 倫
人事官	佐野 弘吉
同	石坂 誠一
人事院事務総局管理局長	菅野 雄
人事院事務総局任用局長	森園 幸男
人事院事務総局給与局長	中島 忠能
人事院事務総局職員局長	大城 二郎
総理府次長	小谷 宏三
内閣総理大臣官房管理室長	櫻井 溥
総理府賞勲局長	稻橋 一正
社会保障制度審議会事務局長	岸本 正裕

日本学術会議事務局局長	松津 好明
公正取引委員会委員長	梅澤 節男
公正取引委員会事務局局長	厚谷 襄児
公正取引委員会事務局経済部長	柴田 章平
公正取引委員会事務局取引部長	土原 陽美
公正取引委員会事務局審査部長	植木 邦之
警察庁長官官房長	金澤 昭雄
警察庁長官官房会計課長	浅野信二郎
警察庁警務局長	田中 節夫
警察庁刑事局長	仁平 園雄
警察庁交通局長	関根 謙一
警察庁警備局長	城内 康光
公害等調整委員会委員長	勝見 嘉美
公害等調整委員会事務局局長	高島 弘
宮内庁次長	宮尾 盤
皇室経済主管	永岡 祿朗
総務政務次官	若林 正俊
総務庁長官官房長	山田 肇司
総務庁長官官房会計課長	大橋 豊彦
総務庁長官官房交	加美山利弘
通安全対策室長	勝又 博明
総務庁人事局長	百崎 英
総務庁行政管理局長	鈴木 昭雄
総務庁行政監察局長	石川 雅嗣
総務庁統計局長	井出 満
総務庁統計次長	福田 昭昌
青少年対策本部次長	野沢 大三
北海道開発政務次官	松野 一博
北海道開発庁総務監理官	

北海道開発庁予算課長	仁尾 徹
防衛政務次官	鈴木 宗男
防衛庁参事官	小野寺龍二
同	玉木 武
同	村田 直昭
同	鈴木 輝雄
防衛庁長官官房長	児玉 良雄
防衛庁防衛局長	日吉 章
防衛庁教育訓練局長	米山 市郎
防衛庁人事局長	島山 蕃
防衛庁経理局長	藤井 一夫
防衛庁装備局長	植松 敏
防衛施設庁長官	松本 宗和
防衛施設庁総務部長	吉住 慎吾
防衛施設庁施設部長	大原 重信
防衛施設庁建設部長	黒目 元雄
防衛施設庁労働部長	竹下 昭
防衛施設庁勤務部長	平林 鴻三
防衛施設庁官房長	斎藤 次郎
防衛施設庁官房会計課長	小川 雅敏
防衛施設庁官房長	勝村 坦郎
防衛施設庁国民生活局長	末木鳳太郎
防衛施設庁物備局長	栗林 世
防衛施設庁総合計画局長	富金原俊二
防衛施設庁調査局長	田中 努
防衛施設庁政務次官	高橋 清孝
防衛施設庁官房長	平野 拓也
防衛施設庁官房会計課長	中村 光弘
防衛施設庁科学技術政策局長	石塚 貢

科学技術庁科学技術振興局長	角南 立
科学技術庁研究開発局長	須田 忠義
科学技術庁原子力局長	緒方謙二郎
科学技術庁原子力安全局長	村上 健一
科学技術庁原子力安全局長	宮崎 秀樹
環境庁長官官房長	渡辺 修
環境庁長官官房会計課長	梅沢 泉
環境庁企画調整局長	安原 正
環境庁自然保護局長	山内 豊徳
環境庁大気保全局長	古市 圭治
環境庁水質保全局長	安橋 隆雄
沖縄開発政務次官	関口 恵造
沖縄開発庁総務局長	藤田 康夫
沖縄開発庁総務局会計課長	山城 勉
沖縄開発庁振興局長	水谷 文彦
国土政務次官	自見庄三郎
国土庁長官官房長	北村廣太郎
国土庁長官官房会計課長	安田 武臣
国土庁計画・調整局長	長瀬 要石
国土庁土地局長	藤原 良一
国土庁大都市圏整備局長	三木 克彦
国土庁地方振興局長	野沢 達夫
国土庁防災局長	市川 一朗
法務政務次官	田辺 哲夫
法務大臣官房長	井嶋 一友
法務大臣官房会計課長	木藤 繁夫
法務省民事局長	藤井 正雄
法務省刑事局長	根来 泰周
法務省矯正局長	今岡 一容
法務省保護局長	佐藤 勲平
法務省訟務局長	岩佐 善巳

平成二年一月二十四日 衆議院會議録第三号(一) 朗読を省略した議長の報告

法務省人権擁護局長	篠田 省二
法務省入国管理局長	股野 景親
公安調査庁長官	米田 昭
公安調査庁次長	古賀 宏之
外務政務次官	田中 直紀
外務大臣官房長	佐藤 嘉恭
外務大臣官房外務報道官	渡邊 泰造
外務大臣官房会計課長	林 暢
外務省アジア局長	谷野作太郎
外務省北米局長	有馬 龍夫
外務省中南米局長	坂本重太郎
外務省欧亜局長	都甲 岳洋
外務省中近東・アフリカ局長	渡辺 允
外務省経済局長	林 貞行
外務省経済協力局長	松浦晃一郎
外務省条約局長	福田 博
外務省国際連合局長	遠藤 實
外務省情報調査局長	山下新太郎
大藏政務次官	高村 正彦
同	高木 正明
大藏大臣官房長	保田 博
大藏大臣官房会計課長	浅見 敏彦
大藏省主計局長	小粥 正巳
大藏省主計局次長	寺村 信行
同	藤井 威
同	小村 武
大藏省主税局長	尾崎 護
大藏省関税局長	瀬島 義光
大藏省理財局長	大須 敏生
大藏省理財局次長	山口 厚生
大藏省証券局長	角谷 正彦

大蔵省銀行局長	土田 正顯
大蔵省国際金融局長	千野 忠男
国税庁長官	水野 勝
国税庁次長	岡本 吉司
国税庁直税部長	福井 博夫
国税庁間税部長	竹内 透
国税庁徴収部長	林 正夫
国税庁調査課長	龍宝 惟男
文部政務次官	町村 信孝
文部大臣官房長	國分 正明
文部大臣官房会計課長	吉田 茂
文部省生涯学習局長	横瀬 庄次
文部省初等中等教育局長	菱村 幸彦
文部省教育助成局長	倉地 克次
文部省高等教育局長	坂元 弘直
文部省学術国際局長	川村 恒明
文部省体育局長	前畑 安宏
文化庁次長	遠山 敦子
厚生政務次官	近岡理一郎
厚生大臣官房長	黒木 武弘
厚生大臣官房会計課長	山口 剛彦
厚生省健康政策局長	仲村 英一
厚生省保健医療局長	長谷川慧重
厚生省生活衛生局長	目黒 克己
厚生省薬務局長	北郷 勲夫
厚生省社会局長	長尾 立子
厚生省児童家庭局長	古川貞二郎
厚生省保険局長	坂本 龍彦
厚生省年金局長	水田 努
厚生省看護局長	末次 彬
社会保険庁次長兼社会保険庁総務部長	川崎 幸雄

社会保険庁運営部長兼内閣審議官	土井 豊
農林水産政務次官	中川 昭一
同	大浜 方策
農林水産大臣官房長	鶴岡 俊彦
農林水産大臣官房予算課長	東 久雄
農林水産大臣官房経理課長	前川 豊志
農林水産省経済局長	塩飽 二郎
農林水産省構造改善局長	片桐 久雄
農林水産省農芸園芸局長	松山 光治
農林水産省畜産局長	岩崎 充利
農林水産省食品流通局長	鷲野 宏
農林水産省技術会議事務局長	西尾 敏彦
食糧庁長官	浜口 義廣
食糧庁次長	森元 光保
林野庁長官	齋 滋
林野庁次長	小澤 普照
水産庁長官	京谷 昭夫
水産庁次長	中村 晃次
通商産業政務次官	甘利 明
同	石原健太郎
通商産業大臣官房長	熊野 英昭
通商産業大臣官房会計課長	土居 征夫
通商産業省通商政策局長	畠山 襄
通商産業省貿易局長	内藤 正久
通商産業省産業政策局長	棚橋 祐治
通商産業省立地公署局長	岡松壯三郎
通商産業省基礎産業局長	高橋 達直
通商産業省機械情報産業局長	山本 幸助
通商産業省生活産業局長	南学 政明
工業技術院長	杉浦 賢
資源エネルギー庁長官	山本 雅司

資源エネルギー庁次長	深沢 亘
資源エネルギー庁石油部長	黒田 直樹
資源エネルギー庁石炭部長	長田 英機
資源エネルギー庁公益事業部長	牧野 力
特許庁長官	吉田 文毅
特許庁特許技監	柴田 勝隆
特許庁総務部長	渡辺 光夫
特許庁審査第一部長	山浦 紘一
中小企業庁長官	見学 信敬
中小企業庁次長	田辺 俊彦
中小企業庁計画部長	高島 章
中小企業庁指導部長	里田 武臣
中小企業庁小規模企業部長	川田 洋輝
運輸政務次官	森田 一
運輸大臣官房長	松尾 道彦
運輸大臣官房会計課長	永井 隆男
運輸大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官	大塚 秀夫
運輸省運輸政策局長	中村 徹
運輸省国際運輸・観光局長	宮本 春樹
運輸省地域交通局長	早川 章
運輸省貨物流通局長	寺嶋 潔
運輸省海上技術安全局長	石井 和也
運輸省港湾局長	御所 清泰
運輸省航空局長	丹羽 晟
海上保安庁長官	堀田 澄夫
海上保安庁次長	野尻 豊
高等海難審判庁長官	小林 芳正
郵政政務次官	菊池 幸雄
郵政大臣官房長	月原 茂昭
郵政大臣官房経理部長	白井 太
郵政大臣官房経理部長	木下 昌浩

郵政省郵務局長	小野沢知之
郵政省貯金局長	成川 富彦
郵政省簡易保険局長	松野 春樹
郵政省通信政策局長	中村 泰三
郵政省電氣通信局長	森本 哲夫
郵政省放送行政局長	大瀧 泰郎
労働省労働基準局長	石井 道子
労働省労働局長	若林 之矩
労働省労働局局長	廣見 和夫
労働省労働基準局長	岡部 晃三
労働省労働局長	野崎 和昭
労働省労働局長	佐藤ギン子
労働省職業安定局長	清水 傳雄
労働省職業能力開発局長	甘粕 啓介
建設省建設局長	木村 守男
建設省建設局長	牧野 徹
建設省建設局長	小野 邦久
建設省建設局長	望月 薫雄
建設省建設局長	真嶋 一男
建設省建設局長	近藤 徹
建設省建設局長	三谷 浩
建設省建設局長	伊藤 茂史
建設省建設局長	長野 祐也
建設省建設局長	小林 実
建設省建設局長	田中 基介
建設省建設局長	森 繁一
建設省建設局長	持永 堯民
建設省建設局長	湯浅 利夫
建設省建設局長	木村 仁
建設省建設局長	大島 満

(応召議員)

一、去る十二月二十六日以後、召集に応じた議員は次のとおりである。

青森県第一区選出	津島 雄二君
新潟県第三区選出	村山 達雄君
石川県第二区選出	瓦 力君
静岡県第二区選出	栗原 祐幸君
三重県第二区選出	藤波 孝生君
福岡県第四区選出	尾形 智矩君
東京都第十区選出	淡沢 利久君
愛知県第二区選出	久野 忠治君
栃木県第一区選出	広瀬 秀吉君
熊本県第二区選出	坂田 道太君
大分県第二区選出	阿部末喜男君
大阪府第四区選出	塩川正十郎君
岩手県第一区選出	小野 信一君
千葉県第二区選出	山村新治郎君
東京都第四区選出	粕谷 茂君
新潟県第三区選出	坂上 富男君
福岡県選出	福田 一君
高知県選出	井上 泉君
福岡県第二区選出	北橋 健治君
沖縄県選出	玉城 栄一君

(以上十二月二十二日)

千葉県第四区選出

東京府第二区選出
岐阜県第一区選出
高知県選出
熊本県第一区選出

(以上十二月二十四日)

(議員死去)

一、静岡県第三区選出議員堀谷一夫君は、去る十二月二十八日死去された。

(弔詞)

一、去る十二月二十八日議員堀谷一夫君が死去されたので、去る十八日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに外務委員長、地方行政委員長の要職にあたられた議員正四位勲二等堀谷一夫君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

一、去る十二月十四日元副議長勝間田清一君が死去されたので、去る二十一日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに本院副議長長の重職につき、終始議會制民主政治の進展に貢献された元日本社会党中央執行委員長長正三位勲一等勝間田清一君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

一、今二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

一、去る十二月二十八日、地方行政委員堀谷一夫君は死去された。

辞任

三原 朝彦君
田口 健二君
二階 俊博君
中村 茂君

(常任委員死去)

一、去る十二月二十八日、地方行政委員堀谷一夫君は死去された。

(特別委員選任)

一、去る十二月二十五日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

災害対策特別委員

井出 正一君
石波 照久君
榎本 和平君
大島 理森君
唐沢俊二郎君
斉藤斗志二君

補欠

江口 一雄君
園田 博之君
江口 一雄君
園田 博之君
二階 俊博君
太田 誠一君
堀山由紀夫君

補欠

二階 俊博君
中村 茂君
三原 朝彦君
田口 健二君

石波 茂君
稲垣 実男君
尾形 智矩君
金子 一義君
佐藤 敬夫君
杉浦 正健君

平成二年一月二十四日 衆議院會議録第三号(一) 朗読を省略した議長の報告

石炭対策特別委員 愛野興一郎君 麻生 太郎君 上草 義輝君 魚住 汎英君 尾形 智矩君 金子原二郎君		公職選挙法改正に関する調査特別委員 上村千一郎君 柿澤 弘治君 梶山 静六君 小宮山重四郎君 左藤 惠君 塩川正十郎君 塩崎 潤君 武村 正義君 中村喜四郎君 中山 利生君 額賀福志郎君 野中 広務君 村上誠一郎君 森 清君 山口 敏夫君 角屋堅次郎君 佐藤 観樹君 堀 昌雄君 山花 貞夫君 長田 武士君 中村 巖君 伏木 和雄君 川端 達夫君 河村 勝君 松本 善明君		交通安全対策特別委員 粟屋 敏信君 江口 一雄君 岡島 正之君 川崎 二郎君 左藤 惠君 鈴木 恒夫君 浜野 剛君		物価問題等に関する特別委員 逢沢 一郎君 伊吹 文明君 川崎 二郎君 鴻池 祥肇君 関谷 勝嗣君 渡海三朗君 穂積 良行君 谷津 義男君 小野 信一君 新村 勝雄君 伏屋 修治君 玉置 一弥君 岩佐 惠美君		交通安全対策特別委員 魚住 汎英君 尾身 幸次君 片岡 武司君 北川 石松君 佐藤 静雄君 関谷 勝嗣君 東 力君		交通安全対策特別委員 柳沢 伯夫君 関山 信之君 早川 勝君 山田 英介君 大矢 卓史君 辻 第一君 沖繩及び北方問題に関する特別委員 加藤 卓二君 北村 直人君 佐藤 静雄君 高橋 辰夫君 塚原 俊平君 鳩山由紀夫君 宮里 松正君 渡辺 省一君 上原 康助君 沢田 広君 玉城 栄一君 岡田 正勝君 中路 雅弘君		交通安全対策特別委員 有馬 元治君 大村 襄治君 鴻池 祥肇君 塩谷 一夫君 増岡 博之君 三原 朝彦君 宮下 創平君 上田 哲君 松前 仰君 神崎 武法君 冬柴 鉄三君		交通安全対策特別委員 伊藤 英成君 東中 光雄君 新井 将敬君 今枝 敬雄君 衛藤征士郎君 大坪健一郎君 加藤 六月君 亀井 善之君 鯨岡 兵輔君 佐藤 守良君 椎名 素夫君 武村 正義君 中島 衛君 穂積 良行君 井上 普方君 大原 亨君 高沢 寅男君 中村 茂君 小谷 輝二君 森田 景一君 安倍 基雄君 辻 第一君		交通安全対策特別委員 神田 厚君 粟屋 敏信君 江口 一雄君 大塚 雄司君 大原 一三君 金子原二郎君 木部 佳昭君 古賀 誠君 桜井 新君 田村 良平君 谷 洋一君 深谷 隆司君 柳沢 伯夫君 小川 国彦君 菅 直人君 辻 一彦君 草川 昭三君 中村 巖君 数仲 義彦君 青山 丘君 中島 武敏君
--	--	--	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---	--	---	--	---

沖繩及び北方問題に関する特別委員長

沢田 広君

安全保障特別委員長

愛知 和男君

土地問題等に関する特別委員長

大塚 雄司君

(理事互選)

一、去る十二月二十五日、特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員会

理事

石渡 照久君

中山 成彬君

村上誠一郎君

橋本 文彦君

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

理事

塩崎 潤君

野中 広務君

山口 敏夫君

伏木 和雄君

石炭対策特別委員会

理事

麻生 太郎君

古賀 誠君

渡辺 省一君

藤原 房雄君

物価問題等に関する特別委員会

理事

青木 正久君

木村 義雄君

穂積 良行君

森本 晃司君

交通安全対策特別委員会

理事

江口 一雄君

片岡 武司君

柳沢 伯夫君

山田 英介君

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

理事

佐藤 静雄君

高橋 辰夫君

宮里 松正君

玉城 栄一君

安全保障特別委員会

理事

有馬 元治君

椎名 素夫君

森 清君

冬柴 鉄三君

土地問題等に関する特別委員会

理事

新井 将敏君

大坪健一郎君

桜井 新君

越中 義彦君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員

辞任 堀谷 一夫君

補欠 奥田 敬和君

(議案提出)

一、去る十二月二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和六十三年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度特別会計歳入歳出決算

昭和六十三年度国庫収納金整理資金受払計算書

昭和六十三年度政府関係機関決算書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和六十三年度一般会計歳入歳出決算

照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

(議案受理)

一、去る十二月二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

短時間労働者保護法案

一、昨二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

一、昨二十三日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

一、去る十二月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

昭和六十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書

平成二年一月二十四日 衆議院會議録第三号(一)

朗読を省略した議長の報告

二二

刑事施設法施行法案(内閣提出、第百八回国会
開法第九七号)

以上三件 法務委員会 付託
国際開発協力基本法案(川崎寛治君外十四名提
出、第百十四回国会衆法第九号)

外務委員会 付託
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正
する法律案(沢藤礼次郎君外一名提出、第百九
回国会衆法第三号)

学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤徳雄
君外一名提出、第百九回国会衆法第四号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(中西續
介君外一名提出、第百九回国会衆法第五号)

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に
関する法律案(中西續介君外一名提出、第百九
回国会衆法第六号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員
定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名
提出、第百九回国会衆法第七号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国
会衆法第五三三号)

以上六件 文教委 付託

北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処
分法の一部を改正する法律案(稲垣実男君外一
名提出、第百七回国会衆法第七号)

雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一
君外六名提出、第百八回国会衆法第八号)

短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法
律案(永井孝信君外六名提出、第百八回国会衆
法第一〇号)

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案
(与謝野馨君外四名提出、第百十六回国会衆法
第一〇号)

以上四件 社会労働委員会 付託
本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律
案(石橋大吉君外十五名提出、第百八回国会衆
法第一号)

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律
案(田中恒利君外四名提出、第百十三回国会衆
法第四号)

以上二件 農林水産委員会 付託
官公需についての中小企業者の受注の確保に関
する法律の一部を改正する法律案(二見伸明君
外四名提出、第百八回国会衆法第一八号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法
律案(二見伸明君外四名提出、第百八回国会衆
法第一九号)

以上三件 商工委員会 付託
都市における公共交通の環境整備に関する特別
措置法案(戸田菊雄君外五名提出、第百十二回
国会衆法第九号)

海上保安庁の留置施設に関する法律案(内閣提
出、第百八回国会衆法第九九号)

以上三件 運輸委員会 付託
中水道の整備の促進に関する法律案(伏木和雄
君外二名提出、第百七回国会衆法第五号)

住宅基本法案(古川雅司君外二名提出、第百十
六回国会衆法第五号)

以上二件 建設委員会 付託
海洋開発基本法案(貝沼次郎君外二名提出、第
百八回国会衆法第一六号)

海洋開発委員会設置法案(貝沼次郎君外二名提
出、第百八回国会衆法第一七号)

以上二件 科学技術委員会 付託
水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出、
第百九回国会衆法第二号)

環境委員会 付託
昭和六十二年一般会計歳入歳出決算
昭和六十二年一般会計歳入歳出決算

昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算
昭和六十二年度国稅収納金整理資金受払計算書

昭和六十二年度政府関係機関決算書
昭和六十二年度国有財産増減及び現在額總計算
書

昭和六十二年度国有財産無償貸付状況總計算書
昭和六十二年度国有財産無償貸付状況總計算書

政治資金規正法の一部を改正する法律案(安倍
晋太郎君外七名提出、第百十四回国会衆法第五
号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(長田
武士君外二名提出、第百十六回国会衆法第一
号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本
善明君外二名提出、第百十六回国会衆法第二
号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(山花
貞夫君外一名提出、第百十六回国会衆法第九
号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(山花
貞夫君外一名提出、第百十六回国会衆法第九
号)

以上四件 公職選挙法改正に關
する調査特別委員会 付託

一、去る十二月二十五日、委員会に付託された第
百十二回国会及び第百十四回国会提出の議案は
次のとおりである。

日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対
照表及び損益計算書

日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対
照表及び損益計算書

以上二件 通信委員会 付託
一、去る十九日、委員会に付託された議案は次の
とおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣
提出第五号)

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一号)

国立劇場法の一部を改正する法律案(内閣提出
第二号)

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三号)

日本放送協会昭和六十三年度財産目録、貸借対
照表及び損益計算書

以上二件 通信委員会 付託
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣
提出第四号)

平成元年度一般会計補正予算(第一号)

平成元年度特別会計補正予算(特第一号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第一号)

昭和六十三年度国有財産無償貸付状況總計算書
昭和六十三年度国有財産増減及び現在額總計算
書

以上三件 決算委員会 付託

一、昨二十三日、予備審査のため参議院から送付
された議案は次の委員会に付託された。

平成元年度の水田農業確立助成補助金について

の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
(大蔵委員長提出、参法第二号)(予)

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
(参議院提出、参法第二号) 大蔵委員会 付託

(質問書提出)

一、去る十二月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

一九九二年に予定される英国、仏国からのブルトニウム二三九の海上輸送に関する質問主意書
(上田哲君提出)

一、去る十二月、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

振動障害に係る労災補償給付に関する質問主意書
(山原健二郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二月、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員上田哲君提出一九九二年に予定される英国、仏国からのブルトニウム二三九の海上輸送に関する質問に対する答弁書

一九九二年に予定される英国、仏国からのブルトニウム二三九の海上輸送に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成元年十二月二十五日

提出者 上田 哲
衆議院議長 田村 元殿

平成二年一月二十四日 衆議院会議録第三号(一)

一九九二年に予定される英国、仏国からのブルトニウム二三九の海上輸送に関する質問主意書

右について、国民の関心は高く、政府方針について懸念を表明する意見も多い。将来への不分明な混乱を生じさせないため、速やかに疑念を解明すべきと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 政府は十二月十九日の関係閣僚会議をもって、一九九二年の英・仏からのブルトニウム海上輸送に海上保安庁の巡視船を新造してその護衛に当たらせる旨を決定したと発表した。

この決定は、将来、巡視船に加えて海上自衛隊の護衛艦の派遣を再検討する確認を内包するものかどうか。

二 右に關し、十月五日、衆議院本会議で海部首相は「護衛艦」の派遣と述べ、十月三十一日、衆議院決算委員会において福田外務省条約局長は「護衛艦には理論的に海上自衛隊護衛艦を含む」との答弁をしている。これらの答弁経緯は第一項の疑念を裏づけるものではないか。

理論的に護衛艦を含むとの解釈に立つとしても、政府は政策的にこれを採らないとの方針を十二月十九日の決定で明らかにしたと理解することはできないか。

三 十二月十九日の関係閣僚会議で、「将来、巡視船では対応できないような事態が想定される場合」には、護衛艦派遣を再検討することが確認されたと聞くが、「将来、巡視船では対応できないような事態」、「将来、巡視船の派遣を超える

える対応が必要となる事態」とはどのような事態か。

右質問する。

内閣衆質一一七第一号

平成二年一月十二日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議員上田哲君提出一九九二年に予定される英国、仏国からのブルトニウム二三九の海上輸送に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員上田哲君提出一九九二年に予定される英国、仏国からのブルトニウム二三九の海上輸送に関する質問に対する答弁書
一及び三について

平成元年十二月十九日のブルトニウム海上輸送関係閣僚打合せ会において行われた申合せは、「海上における犯罪の予防及び鎮圧は第一義的に海上保安庁の任務であるので、ブルトニウム海上輸送の護衛船として海上保安庁の巡視船を派遣するものであり、このため、平成元年度補正予算において、巡視船の建造に必要な予算措置を講じることを検討する」とことのみである。

二について

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第十一條に基づく両国政府の間の実施取極附属書五にいう「武装護衛船」には理論的には海上自衛

隊の自衛艦も含み得るが、政府としては平成元年十二月十九日のブルトニウム海上輸送関係閣僚打合せ会において、一及び三についてにおいて述べたとおりのことを申し合わせたところである。

一、昨二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山原健二郎君提出振動障害に係る労災補償給付に関する質問に対する答弁書

振動障害に係る労災補償給付に関する質問主意書

意書

右の質問主意書を提出する。

平成二年一月十二日

提出者 山原健二郎
衆議院議長 田村 元殿
振動障害に係る労災補償給付に関する質問主意書

政府は振動障害に係る労災補償給付の「適性化」を図るとして、そのための施策を進めている。ところがその実施状況をみると、振動障害被災者の実情や努力を無視した措置が採られるなど、公正な労災行政を進めるうえで看過できない問題が生じている。また、振動障害被災者の社会復帰を進めるための条件整備も急がれている。

従って、次の事項について質問する。

一 社会復帰のための努力をしている振動障害被災者を一律に「軽快している」とみなして労災補償給付を率として打ち切るなどの状況がみられる。これは振動障害被災者の実情を無視し、社

平成二年一月二十四日 衆議院會議録第三号(一)

朗読を省略した議長の報告 平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 二四

二四

会復婦への努力にも水をさすものであり、是正すべきであると考えるがどうか。

二 振動障害については、振動はく露からの離脱によりその症状の一部は消退し、治療によって症状は軽快するというのが医学的常識として確認されている。振動障害に関するこの治療効果については労働省も通達等により今日まで認めてきたところである。振動障害労災行政に当たり「主治医の意見を尊重する」という政府(労働省)方針は、振動障害に関するこの医学的常識を踏まえて運用されるべきものと考えるがどうか。

三 労災補償給付の「適正化」に当たり、所轄監督署から地方労災医員協議会に提出する「直前の診療担当医師の意見」(様式3号)という場合の「直前」とはどのくらいの期間か。

四 難治性と言われる振動障害については、その労災補償給付の「適正化」に給付打切りは、「症状固定」(治療効果が期待できなくなった段階)に達してから、どの程度の期間をおいて実施に移す方針を採っているのか。

五 労災給付の「適正化」及び振動障害被災者の社会復帰に当たっては、上からの職権による強制よりもむしろ被災者・診療担当医・関係労組等による自主的社会的活動の援助・助成し、社会復帰への機運を醸成することが合理的だと考える。特に大量の被災者を抱える県等については、特別にそうした措置が必要だと考えるがどうか。

六 林業関係の振動障害被災者については「社会復帰援助金制度」が設けられているにもかかわらず、同一地域に居住し、社会復帰に伴う困難

度も同じと考えられる他業種(土建労働者等)の被災者についてはこうした制度が適用されず、社会復帰の援助に当たり実質的不平等が生じている。この事態を早急に是正し、他業種にも「社会復帰援助金制度」を適用すべきだと考えるがどうか。

内閣衆議院一七第二号

平成二年一月二十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議員山原健二郎君提出振動障害に係る労災補償給付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山原健二郎君提出振動障害に係る労災補償給付に関する質問に対する答弁書

書

一及び二について

振動障害療養者に対する保険給付の支給決定に当たっては、労働基準監督署長は個々の療養者ごとに、診療担当医師の診断所見書や診療費請求内訳書等の医学的資料を収集し、症状の経過・治療内容等について経年的な動向に着目して検討するとともに、これらを地方労災医員協議会に提出してその意見を徴するなど医学的に的確な判断が行われるよう慎重に対処しているところである。

三について

地方労災医員協議会に提出される診療担当医師の意見は、同協議会における検討前におおむね三箇月以内のものとすることとしている。

四について

療養補償給付は、症状が固定したと認定された日以後は支給されない。

五について

振動障害者の社会復帰の促進については、振動障害者自身が意欲を持って自主的に職種転換による再就職等に取り組むことが重要と考えているところである。このため、振動障害者社会復帰特別援助金、林業振動障害者職業転換援助金等の援護措置を講じて社会復帰の促進を図っているところである。

六について

林業労働者以外の振動障害者の社会復帰対策としては、長期療養者職業復帰援助金制度等を設けており、今後ともこれらの積極的な活用を図ってまいりたい。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右の本院提出案を送付する。

平成二年一月二十三日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 田村 元殿

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成元年度の水田農

業確立助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。)の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成元年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2

前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田農業確立助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期

間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成元年度において政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、その税負担の軽減を図るための特例措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなすこととする。

2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとする。

二 議案の可決理由

望ましい水田利用形態に可能な限り誘導する見地から、稲作転換を行う者等に対し交付する平成元年度の水田農業確立助成補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図ろうとする本案は、時宜に適するものと認め可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、平成元年度において、約六億円と見込まれている。
右報告する。

平成二年一月二十四日

大蔵委員長 中西 啓介

衆議院議長 田村 元殿

平成二年一月二十四日 衆議院會議録第三号(一)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 平成二年一月二十四日

○第百十七回国会 衆議院会議録 第三号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果
内閣提出議案 十七件

内
予算 三件 本院未了
法律案 五件 本院未了
国会の承諾を求めるの件 四件 本院未了
決算その他 五件 未了
重要動議 二件 可決
衆議院提出法律案及び参議院議員提出法律案 二件

内
参議院提出法律案 一件 成立
参議院議員提出法律案(本院予備審議) 一件 参議院未了
本院において前国会から継続した議案等 三十六件

内
内閣提出法律案 六件 本院未了
決算その他 五件 未了
議員提出法律案 二十五件 本院未了
請願 百五十七件(百七十通) 未了
質問 二件
国家公務員の任命について同意を求めるの件 二件 同意

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、一月二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(議決通知)

一、一月二十四日、本院は、社会保険審査会委員長に信澤清君を、同委員に新津博典君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、一月二十四日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議案通知)

一、一月二十四日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

衆議院会議録第一号中正誤

べし 段行 誤

三 二 末 藤本孝雄君

正 藤本孝雄君

平成二年一月二十四日 衆議院会議録第三号(二) 本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果 議長報告

平成二年一月二十四日 衆議院会議録第三号(二)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03(587) 4302
定価	価目 本号一部
(税)	三円(をきむ)